

『塾展』キッチンカー出店規約

本規約は、『塾展』（以下「本イベント」という）において、出店者がキッチンカー出店を行うにあたり、その条件を定めることを目的とします。出店者と主催者は、以下の通り規約を締結します。

第1条（目的）

本規約は、本イベントにおけるキッチンカー出店の条件を定めることを目的とします。

第2条（出店概要）

1. 開催日時：2025 年 11 月 2 日 10:00～16:00
2. 開催場所：岸和田市立浪切ホール 祭りの広場
3. 出店内容：飲食物の販売

出店場所によって奥行・間口が異なります、およそ 8～9 m²

搬入時間は 9:00～10:00、搬出時間は 16:00～17:00 とします。

第3条（出店料）

1. 出店料は出店者と主催者との間で取り決めた金額とし、支払期日はお申込み後、請求書発行日から 2 週間以内とします。
2. 売上報告は不要です。
3. キャンセル料について

正式にお申込みをいただいた時点より、キャンセル料が発生します。キャンセル料率は下記の計算となります。

お申込み～出店 14 日前：	20%
出店 13 日前～出店 7 日前：	50%
出店 6 日前～出店当日：	100%

無断キャンセルの場合、出店料の 100%をキャンセル料として徴収させていただきます。また、無断キャンセルが発生した場合は、今後の出店をご遠慮頂きます。

第4条（出店者の責任）

出店者は以下を遵守してください。

1. 保健所等の営業許可証、食品衛生責任者資格を有すること
2. 食品衛生法を遵守し、食品衛生に十分注意すること
3. ゴミは原則持ち帰り、会場を清潔に保つこと
4. 火気・電源使用について主催者の指示に従うこと
5. 開催時、出店者の代表は満 18 歳以上であること

第5条（主催者の責任）

主催者は以下を行います。

1. 会場スペースの提供
2. 集客に向けた広報活動

主催者側で準備しているのは、原則として、区画分けのみです。設営や撤去は原則として各出店者自身で行ってください設営及び撤去は他の出店者と協調の上トラブルのないようにお願いします。設営・撤去の際、車両を乗り入れる場合は十分注意してください

第6条（禁止事項）

本規約に違反した場合、主催者は規約を解除し、出店を認めない場合があります。

また、次に該当する場合は出店を取り消し、即時退去を求め、次回以降の出店を拒否します。

- 禁止行為・販売禁止品の販売が確認された場合
- 許認可が必要な業種で、許認可を受けていない場合
- 他出店者・来場者への迷惑行為
- イベントの趣旨に反し周辺に迷惑をかける場合
- イベントスタッフの指示に従わないなど、運営に支障をきたす場合
- 反社会的勢力との関与
- その他、実行委員会が不相当と判断する場合

なお、出店取り消しの場合でも支払いを受けた「出店料」は返還しません

第7条（中止・免責）

荒天や会場の都合などにより開催を中止または日時の変更を行う場合があります。

イベントを中止した場合や、開催日の変更によって出店できなかった場合は、出店料等の支払いは発生しません。また、すでに預かった出店料等がある場合は速やかに返金します。

中止・変更によるその他の損害について主催者は一切の責任を負いません。

第8条（出店拒否・損害賠償）

出店者の故意または重大な過失により会場施設などに損害を与えた場合、相当額の賠償を請求することがあります

会場内における出店物及び金銭授受について、主催者側は一切責任を負いませんので、出店者と購入者とで責任を持っておこなってください。

駐車場及び会場内での出店者もしくは来場者とのトラブルに関しましては一切責任を負いませんので、各自で責任を持っておこなってください。

駐車場内での盗難、車両破損、人身事故などについては一切責任を負いませんのでご了承くださいませ。

公共物、駐車場内を汚損・破損された場合、現状復旧にかかる費用を全額負担していただき

ます。(もし破損箇所を発見されましたらその時点で主催者に報告をお願いします。)

第9条 (管轄)

本規約に関する紛争は、主催者所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄とします。

出店申込の時点で、出店希望者は、この規約に同意し遵守することを誓約したものとします。

令和7年9月5日作成